

労働安全衛生法施行令第十八条第三号及び第十八条の二第三号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準
(案) について (概要)

別表 1

物の種類	ラベル表示に係る裾切値（重量パーセント）	S D S 交付等に係る裾切値（重量パーセント）
アリル水銀化合物	1 パーセント	0.1 パーセント
アルキルアルミニウム化合物	1 パーセント	1 パーセント
アルキル水銀化合物	0.3 パーセント	0.1 パーセント
アルミニウム	1 パーセント	1 パーセント
アルミニウム水溶性塩	1 パーセント	0.1 パーセント
アンチモン及びその化合物（三酸化二アンチモンに限る。）	0.1 パーセント	0.1 パーセント
アンチモン及びその化合物（三酸化二アンチモンを除く。）	1 パーセント	0.1 パーセント
イットリウム及びその化合物	1 パーセント	1 パーセント
インジウム	1 パーセント	1 パーセント
インジウム化合物	0.1 パーセント	0.1 パーセント
ウラン及びその化合物	0.1 パーセント	0.1 パーセント
カドミウム及びその化合物	0.1 パーセント	0.1 パーセント
銀及びその水溶性化合物	1 パーセント	0.1 パーセント
クロム及びその化合物（クロム酸及びクロム酸塩並びに重クロム酸及び重クロム酸塩に限る。）	0.1 パーセント	0.1 パーセント
クロム及びその化合物（クロム酸及びクロム酸塩並びに重クロム酸及び重クロム酸塩を除く。）	1 パーセント	0.1 パーセント
コバルト及びその化合物	0.1 パーセント	0.1 パーセント
ジルコニウム化合物	1 パーセント	1 パーセント
水銀及びその無機化合物	0.3 パーセント	0.1 パーセント
すず及びその化合物	1 パーセント	0.1 パーセント
セレン及びその化合物	1 パーセント	0.1 パーセント
タリウム及びその水溶性化合物	0.1 パーセント	0.1 パーセント
タングステン及びその水溶性化合物	1 パーセント	1 パーセント
タンタル及びその酸化物	1 パーセント	1 パーセント
鉄水溶性塩	1 パーセント	1 パーセント
テルル及びその化合物	1 パーセント	0.1 パーセント
銅及びその化合物	1 パーセント	0.1 パーセント
鉛及びその無機化合物	0.1 パーセント	0.1 パーセント
ニッケル	1 パーセント	0.1 パーセント

ニッケル化合物	0.1 パーセント	0.1 パーセント
白金及びその水溶性塩	1 パーセント	0.1 パーセント
ハフニウム及びその化合物	1 パーセント	1 パーセント
バリウム及びその水溶性化合物	1 パーセント	1 パーセント
砒素及びその化合物	0.1 パーセント	0.1 パーセント
fluorine 及びその水溶性無機化合物	1 パーセント	0.1 パーセント
マンガン	0.3 パーセント	0.1 パーセント
無機マンガン化合物	1 パーセント	0.1 パーセント
モリブデン及びその化合物	1 パーセント	0.1 パーセント
肥料	1 パーセント	1 パーセント
肥料	1 パーセント	0.1 パーセント
ロジウム及びその化合物	1 パーセント	0.1 パーセント

別表 2

物の種類	ラベル表示に係る裾切値（重量パーセント）	S D S 交付等に係る裾切値（重量パーセント）
石綿（令第 16 条第 1 項第 4 号イからハまでに掲げる物で同号の厚生労働省令で定めるものに限る。）	0.1 パーセント	0.1 パーセント
キシリジン	1 パーセント	0.1 パーセント
キシレン	0.3 パーセント	0.1 パーセント
クロロフェノール	1 パーセント	0.1 パーセント
鉱油	1 パーセント	0.1 パーセント
四アルキル鉛	－（加鉛ガソリンにあつては、100 パーセント。）	0.1 パーセント
ジクロロエタン（1，1－ジクロロエタンに限る。）	1 パーセント	1 パーセント
ジクロロエタン（1，2－ジクロロエタンに限る。）	0.1 パーセント	0.1 パーセント
ジクロロエチレン（1，1－ジクロロエチレンに限る。）	1 パーセント	0.1 パーセント
ジクロロエチレン（1，2－ジクロロエチレンに限る。）	1 パーセント	1 パーセント
ジクロロベンゼン（パラ－ジクロロベンゼンに限る。）	1 パーセント	0.1 パーセント
ジクロロベンゼン（パラ－ジクロロベンゼンを除く。）	1 パーセント	1 パーセント
ジシクロヘキシルアミン	1 パーセント	0.1 パーセント
ジシクロヘキシルアミン亜硝酸塩	1 パーセント	1 パーセント
ジニトロフェノール（2，4－ジニトロフェノールに限る。）	1 パーセント	0.1 パーセント

ジニトロフェノール（２，４－ジニトロフェノールを除く。）	１パーセント	１パーセント
ジメチルヒドラジン（１，１－ジメチルヒドラジンに限る。）	１パーセント	０．１パーセント
ジメチルヒドラジン（１，２－ジメチルヒドラジンに限る。）	０．１パーセント	０．１パーセント
１，１’－ジメチル－４，４’－ビピリジニウム塩（１，１’－ジメチル－４，４’－ビピリジニウム＝ジクロリド（別名パラコート）及び１，１’－ジメチル－４，４’－ビピリジニウムニメタンスルホン酸塩に限る。）	１パーセント	１パーセント
１，１’－ジメチル－４，４’－ビピリジニウム塩（１，１’－ジメチル－４，４’－ビピリジニウム＝ジクロリド（別名パラコート）及び１，１’－ジメチル－４，４’－ビピリジニウムニメタンスルホン酸塩を除く。）	１パーセント	０．１パーセント
硝酸アンモニウム	－	－
人造鈳物繊維（リフラクトリーセラミックファイバーに限る。）	０．１パーセント	０．１パーセント
人造鈳物繊維（リフラクトリーセラミックファイバーを除く。）	１パーセント	１パーセント
ダイオキシン類（２，３，７，８－テトラクロロジベンゾ－１，４－ジオキシンに限る。）	０．１パーセント	０．１パーセント
ダイオキシン類（令別表第３第１号３に掲げるもの及び２，３，７，８－テトラクロロジベンゾ－１，４－ジオキシンを除く。）	０．３パーセント	０．１パーセント
トリクロロエタン（１，１，１－トリクロロエタンに限る。）	０．１パーセント	０．１パーセント
トリクロロエタン（１，１，２－トリクロロエタンに限る。）	１パーセント	０．１パーセント
２，４，５－トリメチルアニリン	１パーセント	０．１パーセント
２，４，５－トリメチルアニリン塩酸塩	１パーセント	１パーセント
トルイジン	０．１パーセント	０．１パーセント
ニトログリセリン	－（９８パーセント以上の不揮発性で水に溶けない鈍感剤で鈍性化し	－（９８パーセント以上の不揮発性で水に溶けない鈍感剤で鈍性化し

	た物にあつては、1パーセント。)	た物にあつては、0.1パーセント。)
ニトロセルローズ	—	—
ニトロトルエン（2－ニトロトルエンに限る。）	0.1パーセント	0.1パーセント
ニトロトルエン（3－ニトロトルエンに限る。）	1パーセント	0.1パーセント
ニトロトルエン（4－ニトロトルエンに限る。）	1パーセント	1パーセント
ニトロプロパン（1－ニトロプロパンに限る。）	1パーセント	1パーセント
ニトロプロパン（2－ニトロプロパンに限る。）	0.1パーセント	0.1パーセント
ピクリン酸	—	—
ブタノール（イソブチルアルコール及び1－ブタノールに限る。）	1パーセント	1パーセント
ブタノール（ターシャリーブタノール及び2－ブタノールに限る。）	1パーセント	0.1パーセント
ペンタクロロフェノール（別名PCP）	0.1パーセント	0.1パーセント
ペンタクロロフェノールナトリウム塩	1パーセント	0.1パーセント
ポリ（オキシエチレン）＝アルキルエーテル（アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。）	1パーセント	1パーセント
メチルピリジン（3－メチルピリジンに限る。）	1パーセント	0.1パーセント
メチルピリジン（3－メチルピリジンを除く。）	1パーセント	1パーセント
硫酸亜鉛	1パーセント	0.1パーセント
硫酸亜鉛の一水和物及び七水和物	1パーセント	1パーセント
りん酸トリトリル（りん酸トリ（オルト－トリル）に限る。）	1パーセント	1パーセント
りん酸トリトリル（りん酸トリ（オルト－トリル）を除く。）	0.3パーセント	0.1パーセント

別表3

有害性区分		ラベル表示に係る裾切値 （重量パーセント）	SDS 交付等に係る裾切値 （重量パーセント）
有害性クラス	区分		
急性毒性	1～4	1パーセント	1パーセント
皮膚腐食性／皮膚刺激性	1～2	1パーセント	1パーセント
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	1～2	1パーセント	1パーセント

呼吸器感作性（固体／液体）	1	1 パーセント	0.1 パーセント
呼吸器感作性（気体）	1	0.2 パーセント	0.1 パーセント
皮膚感作性	1	1 パーセント	0.1 パーセント
生殖細胞変異原性	1	0.1 パーセント	0.1 パーセント
	2	1 パーセント	1 パーセント
発がん性	1	0.1 パーセント	0.1 パーセント
	2	1 パーセント	0.1 パーセント
生殖毒性	1	0.3 パーセント	0.1 パーセント
	2	1 パーセント	0.1 パーセント
特定標的臓器毒性（単回ばく露）	1 ～ 3	1 パーセント	1 パーセント
特定標的臓器毒性（反復ばく露）	1 ～ 2	1 パーセント	1 パーセント
誤えん有害性	1	1 パーセント	1 パーセント